

川西市防災リーダー養成に係る講座受講等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平時には地域や企業での防災対策及び地域での啓発活動等を行い、被災時には公的援助が行われるまで、地域のリーダーとして人命救助とともに被害を最小限に抑える取組み、避難所の運営等に助力できる防災士を養成するため、防災士資格取得経費を助成し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 次のいずれかの講座を受講した者(アの講座を受講した場合は、当該講座の修了証を授与された者に限る。)

ア 兵庫県が実施するひょうご防災リーダー講座

イ 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座

- (3) 防災士試験に合格した者
- (4) 第2号の講座修了年度と同一の年度内において、日本防災士機構に防災士の登録申請を行った者

(助成の条件)

第3条 市長は、助成を行うときは、対象者に対し次の条件を付するものとする。

- (1) 自主防災組織、自治会等の地域団体又は市の防災力向上のための活動を行う意思があること。
- (2) 資格を取得した旨の情報を市長が市内の自主防災組織等に提供することに同意すること。
- (3) 前条第2号イに掲げる講座を受講した者は、第6条第1項の規定に基づく申請後、同一の年度内において、市内で行われる防災訓練等に参加すること。

(助成の内容)

第4条 市長は、対象者に対し、防災士の登録申請を行うまでに必要な経費の一部を予算の範囲内において助成するものとする。

(対象経費)

第5条 この助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、当該経費が30,000円を超えるときは、30,000円を限度とする。

- (1) 第2条第2号の講座の会場までの交通費に相当する額
 - (2) 防災士試験受験料
 - (3) 日本防災士機構への登録料
 - (4) 講座の教材料
 - (5) 第2条第2号アの講座が研修宿泊型カリキュラムの場合はその宿泊費
 - (6) 第2条第2号イの講座を受講した者にあつては、講座受講料
- (申請)

第6条 この事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、川西市防災リーダー養成に係る講座受講等支援事業申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、第2条第2号の講座を修了した者が防災士登録申請を行った日の属する年度の末日までの間に限り、行うことができる。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成の決定等)

第7条 市長は、申請書を受理した場合において、助成することを決定したときは、川西市防災リーダー養成に係る講座受講等支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成の請求等)

第8条 申請者は、助成金の交付請求をしようとするときは、防災士の登録申請後、速やかに川西市防災リーダー養成に係る講座受講等支援事業実績報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 日本防災士機構に防災士として登録申請したことを証する書面の写し
- (2) 第2条第2号アの講座を受講した者にあつては、講座を修了したことを証する書面の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による請求があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに川西市防災リーダー養成に係る講座受講等支援事業助成金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した助成金を、申請者が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

(決定の取消し等)

第 1 0 条 市長は、助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、支給された助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 営利目的で資格を取得しようとする者

(2) 虚偽の申請を行った者

(3) 第 3 条に規定する条件を満たさない者

(庶務)

第 1 1 条 この事業の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (平成 2 9 年 4 月 1 日 川西市告示第 6 5 号の 6)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

付 則 (平成 3 0 年 4 月 1 日 川西市告示第 6 6 号の 1 4)

1 この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 3 1 年 4 月 2 5 日 川西市告示第 7 8 号)

1 この告示は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 3 0 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 3 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。